相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県幡豆郡吉良町大字上横須賀字寒破池四二番地、最後の住所東京都世田谷区船橋二丁目一五番三八号有隣ホーム

被相続人　亡　新家　良平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十七日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小野寺良文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区志村一丁目二一番地、最後の住所東京都板橋区志村一丁目二六番一号

被相続人　亡　稲葉　光人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十七日

事務所東京都新宿区新宿二丁目一番三号サニーシティ新宿御苑四〇一ＮＦＴ―ＡＮＮＥＸ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齊藤悠紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区立石二丁目二三番、最後の住所東京都葛飾区四つ木四丁目一九番三四号

被相続人　亡　天沼　秀吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十七日

事務所東京都中央区八丁堀四―九―四東京ＳＴビル四階響法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金　建龍

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明、登記簿上の住所横須賀市大津字蛇沼一四二六番

被相続人　亡　大村　守衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十七日

神奈川県横須賀市根岸町二丁目二三番五号

相続財産管理人　山田　勉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県柏崎市東港町一二七八番地乙、最後の住所新潟県柏崎市駅前二丁目一番五九―四〇四号

被相続人　亡　村山　好一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十七日

新潟県柏崎市米山台五丁目三番一五号、事務所新潟県柏崎市栄町四番二三―一〇二号

相続財産管理人　佐藤　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市押野二丁目二九四番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　井本　尚雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十七日

石川県金沢市大手町九番二九号北尾法律事務所　相続財産管理人弁護士　中田　博繁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市西区貝田町一丁目一七番地、最後の住所愛知県名古屋市西区貝田町一丁目一七番地の二　被相続人　亡　串田　祐爾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十七日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一七番一三号ＣＲＤ丸の内五階名古屋ユナイテッド・パートナーズ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　丹羽　靖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区北白川山ノ元町三〇番地の一九、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　義原　泰雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十七日

京都市左京区北白川下池田町一三二番地

相続財産管理人　西村　伸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市今津山中町四七番地、最後の住所兵庫県西宮市今津山中町六番三〇号

被相続人　亡　羽山　顯一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十七日

兵庫県尼崎市御園町二一番地ＭＧ尼崎駅前ビル三階　弁護士法人ライト法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阪田　健夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区五本木二丁目四九番、最後の住所神戸市中央区港島中町六丁目二番地の一　神戸パークシティ三号棟二〇〇六号

被相続人　亡　牧田　静枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十七日

神戸市中央区栄町通四丁目一番一一号　エタニティ栄町ビル五〇二号室　さかい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堺　充廣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県西牟婁郡すさみ町見老津二八九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　向井　敏樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十七日

和歌山県田辺市中屋敷町二四番地一一

相続財産管理人　栗原　雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県日南市大字星倉四一八二番地、最後の住所宮崎県日南市吾田西二丁目五番三四号

被相続人　亡　田中　玲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十七日

宮崎県日南市大堂津一丁目一四番八号

相続財産管理人　司法書士　野﨑　公洋

第22期決算公告

平成23年2月17日
宮城県登米市迫町北方字早坂117番地3
株式会社プログレスコーポレーション
代表取締役　齋藤　智子

貸借対照表の要旨

（平成22年3月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	36,524,362
	固定資産	20,044,693
	合計	56,569,055
負債及び純資産の部	流動負債	23,285,090
	固定負債	6,205,000
	株主資本	27,078,965
	資本金	25,000,000
	利益剰余金	2,078,965
	利益準備金	10,000,000
	その他利益剰余金	△ 7,921,035
	（うち当期純利益）	（△ 3,349,051）
	合計	56,569,055

資本金の額の減少公告

当社は、平成二十三年一月二十八日開催の臨時株主総会において、資本金の額を一千五百万円減少し、一千万円とすることを決議いたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十三年二月十七日

宮城県登米市迫町北方字早坂一一七番地三

株式会社プログレスコーポレーション

代表取締役　齋藤　智子